

**海南市分別収集計画
(第11期)**

**令和7年7月
和歌山県海南市**

海南市分別収集計画

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み （法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

海南市分別収集計画

令和7年7月25日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成 28 年 3 月より 2 市 1 町による可燃ごみの広域処理が始まり、可燃ごみの搬入量を抑制することが重要となっている。そのためには、可燃ごみに含まれる容器包装廃棄物の分別をより一層進めていかなければならない。

このような状況のなか、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物やプラスチック使用製品廃棄物の 4 R を推進することで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用と循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （１） 容器包装廃棄物の 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- （２） 市民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量、資源化の促進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,261 t	1,240 t	1,221 t	1,200 t	1,181 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）市民の取組

ア マイバック（持参した袋など）を使用することで、有料レジ袋購入の抑制や過剰包装の辞退に努めるとともに、マイボトル・マイカップを使用することで、ペットボトル等の使い捨て容器の削減を図ります。

イ 容器包装の使用量を減らすため、詰め替え可能な製品や容器包装が少ない製品を購入するよう努めます。

ウ 4Rを日常から意識し、ごみの分別や地域の集団回収に協力するとともに、再生された製品を購入するよう努め、循環型社会の形成を図ります。

（2）事業者の取組

ア 製造・加工・販売に際して、長期間使用可能な製品、容器包装の使用量が少ない製品、内容物の詰め替え可能な容器包装を使用した製品を消費者に提供するよう努めます。

イ 店頭表示や製品表示により、ごみの減量化、リサイクルに関する消費者の意識向上を図るよう努めます。

ウ 日常から意識し、ごみの分別や店頭での容器包装廃棄物の回収に協力するとともに、事業活動において再資源化された材料や再生された製品を選択することで、循環型社会の形成を図ります。

（3）行政の取組

ア 環境教育、啓発活動の充実として、学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等

ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

更に、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組みます。

イ 市民が行う集団回収を支援します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、海南市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主として — 無色のガラス製容器 ガラス製 — 茶色のガラス製容器 の容器 — その他のガラス製容器	かん・ビン
主として紙製の容器であって飲料を重点するためのもの（原材料としてはアルミニウムが利用されているものは除く。）	古紙類
主として段ボール製の容器	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
主としてスチール製の容器	81t	79t	78t	77t	76t
主としてアルミ製の容器	32t	32t	31t	31t	30t
無色のガラス製容器	118t	116t	114t	112t	111t
茶色のガラス製容器	86t	84t	83t	82t	80t
その他のガラス製容器	28t	27t	27t	26t	26t
主として紙製の容器であって飲料を重点するためのもの（原材料としてはアルミニウムが利用されているものは除く。）	1t	1t	1t	1t	1t
主として段ボール製の容器	174t	171t	169t	166t	163t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	5t	5t	5t	5t	5t
主としてポリエチレンテレフタート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	8t	8t	8t	7t	7t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	728t	717t	705t	693t	682t

※上表中の量は独自処理量を示したものである

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝令和 3～令和 6 年度排出量実績の平均値×人口変動率

※人口変動率は、本市統計情報による人口を元に令和 5 年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の地域別将来人口推計」に基づき次のとおり設定した。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
43,832 人 (対前年度比) 98.42%	43,130 人 (対前年度比) 98.40%	42,427 人 (対前年度比) 98.37%	41,725 人 (対前年度比) 98.35%	41,022 人 (対前年度比) 98.32%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

令和 2 年度に新設されたストックヤードを活用し、容器包装廃棄物のリサイクル体制を確立する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- （１）自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、補助金の交付を継続する。
- （２）毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、３年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。